

市指定ごみ袋制度の見直しについて

1 経過

- 令和4年3月策定の「第3次草津市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」に基づき、ごみ減量へのインセンティブ（動機付け）を持っていただくため、計画の重点施策である「焼却ごみ類指定袋の有料購入の検討」に取り組んでいます。
- 制度の見直しにあたって、今年度、5月に「産業建設常任委員会協議会」、6月に「ごみ問題を考える草津市民会議」および「草津市廃棄物減量等推進審議会」、8月に「市議会全員協議会」で説明を行い、11月議会での手数料条例改正に向けて進めています。

2 論点

○ 協議事項

- 焼却ごみ袋の有料購入・資源ごみ袋の無料配付、
- 袋の種類・サイズ、
- 袋の形状・色、
- 手数料
- 新旧ごみ袋の交換
- 手数料条例の施行日、
- ごみ袋取扱店への販売・引換手数料

○ 確認事項

- おむつ加算の取扱、
- 剪定枝の取扱

○ 協議事項



① 焼却ごみ袋の有料購入・資源ごみ袋の無料配付

- ・ 焼却ごみ袋は、更なるごみの減量化・資源化の促進や、ごみの排出量に応じた負担の公平化を目的に、ごみ処理費用を含めずに価格を抑えたうえで、1枚目から有料購入する制度に変更します。
- ・ プラスチックとペットボトルのごみ袋は、資源ごみ袋に統合し、分別の徹底による資源化の促進や引換券の配付を通じたコミュニティ支援を目的に、世帯一律で年間40枚分を、これまでどおり引換券により無料配付します。

② 袋の種類・サイズ

- ・ 焼却ごみ袋は、県内他市ではサイズを3種類設けているところが多く、本市もこれまでから、「焼却ごみ袋について、小さいサイズのごみ袋がほしい」というニーズをうかがっており、15・30・45リットルの3種類の袋を作成します。
- ・ プラスチックとペットボトルのごみ袋は、コスト削減のため、資源ごみ袋として統合し、これまでどおり60リットルの袋とします。

③ 袋の形状・色

- ・ ごみ袋の形状については、現行から形状を変更せず、焼却ごみ袋のみ取っ手を設けます。資源ごみ袋にも取っ手を設けた場合、袋の作成経費の増加につながるため、これまでどおりの平袋とします。
- ・ 今後、有料化に伴う効果検証や排出状況の実態把握を行っていくため、新たに作成するごみ袋は、現在の袋の色から変更します。

(参 考)

- ・ 現在の焼却ごみ袋 (乳白色半透明。青色印字) → (例) 橙色印字に変更
- ・ 現在のプラスチック袋 (無色透明。赤色印字) } → (例) 紫色印字に変更
- ・ 現在のペットボトル袋 (無色透明。緑色印字) }

④ 手数料

- ・ 焼却ごみ袋は、ごみ処理費用を含めずに価格を抑え、容量に応じて手数料の額に差を設け、45リットル袋10枚で150円、30リットル袋10枚で100円、15リットル袋10枚で50円とします。
- ・ 更なる分別の徹底につなげるため、資源ごみ袋は、焼却ごみ袋との容量に差を設け、60リットル袋10枚で150円とします。
- ・ ごみ袋1梱包を5枚から10枚に変更し、手数料条例上、販売単位を10枚とし、1枚単位での販売は行いません。

⑤ 新旧ごみ袋の交換

- ・ 令和5年10月以降も、引き続き、旧のごみ袋を継続して使用可能とします。
- ・ したがって、旧のごみ袋の新しいごみ袋への交換対応は行いません。

⑥ 手数料条例の施行日

- ・ 新ごみ袋の販売は、令和5年10月開始とするため、条例施行日を令和5年10月1日とします。
- ・ 資源ごみ袋の引換券は、令和5年9月から配付し、実際の引換は10月1日からとします。

⑦ ごみ袋取扱店への販売・引換手数料

- ・ 現在、ごみ袋の販売1枚につき4円を、引換1枚につき1円の手数料をごみ袋取扱店に支払っていますが、取扱方法の変更により取扱店の負担軽減につながるため、販売手数料は1枚につき2円に変更し、引換手数料の1枚につき1円は継続とします。

○ 確認事項

① おむつ加算の取扱

- ・ 現在、2歳未満の乳幼児や障害者がいる世帯に対して、紙おむつの廃棄のため、焼却ごみ袋を追加で配付していますが、他のごみと同様、排出量に応じた負担の公平化や、ごみ処理費用を含めず価格を抑えることで、経済的負担の軽減が図れることから、追加配付を廃止します。

② 剪定枝の取扱

- ・ 現在、長さ50cm以内かつ直径5cm以内のサイズにし、紐でくくって、集積所に排出した場合、有料扱いとせず、これまでどおり無料で収集します。

3 スケジュール

令和4年度

- 10月18日 … 行政経営改革推進本部会議
- 11月 8日 … 市議会全員協議会
- 12月 … 手数料条例改正
- 3月 … 令和5年度当初予算

令和5年度

- 10月 1日 … 新指定ごみ袋制度開始